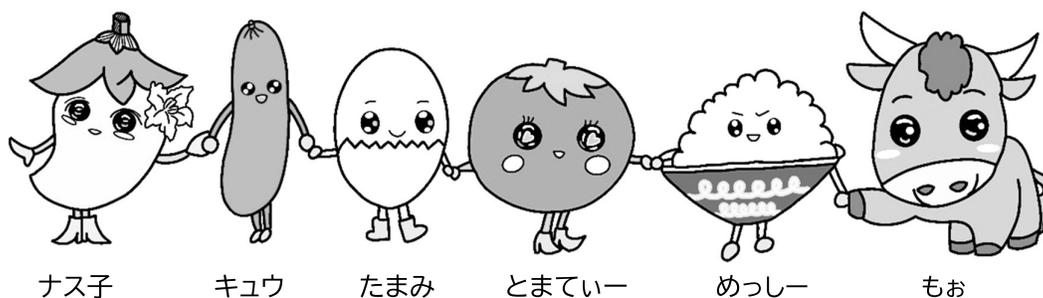


特定給食施設等 給食・栄養管理の手引き (2024年度改訂版)



給食施設の届出に関する概要や様式は、
町田市ホームページで公開しています。



<町田市ホームページ>

トップページ > 医療・福祉 >
町田市保健所 > 保健栄養・食育推進 >
「(給食施設の方対象)特定給食施設の栄養管理等」

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係

住 所 〒194-0021
町田市中町2-13-3

電 話 042-722-7996

FAX 050-3161-8634

目 次

I	給食施設について	2
II	給食施設の役割	2
III	給食施設の設置者の責務	3
	1 届け出の義務	3
	2 報告の義務	4
	3 栄養管理基準を遵守しなければならない義務	4
	4 管理栄養士、栄養士の配置について	5
IV	保健所の栄養指導員が給食施設へ行う指導及び助言	5
V	参考資料	6
	1 関係法令等	6
	(1)健康増進法(抜粋)	
	(2)健康増進法施行規則(抜粋)	
	(3)町田市健康増進法施行細則(抜粋)	
	(4)厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」	
	2 給食施設の施設種類による分類	8
	3 お知らせ「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」	9
	SNS「まちだの食のわ(町田公式)」	

I 給食施設について

(1) 給食施設の定義

特定^{※1}かつ多数の者に対して継続的^{※2}に食事を供給する施設をいいます。

町田市では「特定」「継続」は以下の通りです。

※1 給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。

※2 週1回以上でほぼ1か月以上継続している。

(2) 給食施設の分類

◆食数による分類

< 特定給食施設 >

健康増進法では、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」と定めています。

< その他の給食施設 >

町田市では、特定給食施設に該当しない1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設を「その他の給食施設」として、「特定給食施設」に準じて指導・助言、情報提供等を行っています。

※施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の利用者に一定の食数を継続的に供給するために、業者と契約している場合も対象です。

◆施設種類による分類

P. 8「給食施設の施設種類による分類」のように分類しています。

II 給食施設の役割

給食施設は、単に食事を提供するだけでなく、利用者が正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るという視点を持って運営することが求められています。

生活習慣病の予防が大きな課題となるなかで、給食施設における食事の提供は、利用者だけでなく、その家族や地域社会の健康づくりを図っていく役割もあると考えられます。

また、災害時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など体制整備も一つの役割です。

Ⅲ 給食施設の設置者の責務

設置者とは、その給食施設を設置した者をいいます。国公立施設では、国、都、市を、民間の病院や福祉施設等ではその開設者である医療法人や社会福祉法人等を、事業所では会社の代表取締役等をいいます。

1 届け出の義務

特定給食施設の設置者は、給食を開始、変更、休止・廃止した場合には、1か月以内に保健所を通じて市長※に届け出なければなりません。（※市長：町田市保健所長委任規則により、保健所長に委任。）
これらの届け出は、給食業務を委託している場合でも、施設の設置者が行うものです。

【届出一覧】

状況	提出書類
【給食を開始又は再開するとき】	・給食開始届 （第2号様式） ・給食運営状況票 ・給食施設の平面図
【届出の事項に変更があった場合】 ・ 設置者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地の変更など) ・ 設置者の氏名(法人の場合は、その名称や代表者の氏名の変更など) ・ 給食施設の名称(法人の名称や施設名の変更など) ・ 給食施設の所在地 ・ 給食施設の種類(参考資料「2 給食施設の種類」参照) ・ 給食の開始予定日の変更 ・ 1日の予定食数及び各食ごとの予定給食数 （認可病床数又は定数の変更など） ・ 管理栄養士の員数 ・ 栄養士の員数	・給食変更届 （第3号様式）
【給食を廃止又は休止するとき】 ・給食施設を廃止する場合 ・一定期間、やむをえない理由により給食が提供できない場合。	・給食休止・廃止届 （第4号様式）

※様式は町田市保健所中町庁舎で配布しているほか、町田市ホームページからダウンロードできます。ホームページからダウンロードする際には、「健康増進法に基づく」届出様式であることをご確認ください。

<提出期限> 給食を開始、変更、廃止、休止してから1か月以内に提出してください。

※再開した場合は開始届を提出してください。

<提出部数> 1部(別途、施設で1部を控えとして保管をお願いします。)

<提出先>

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係(町田市保健所中町庁舎2階 4番窓口)

※提出方法は窓口へ持参、郵送、電子提出があります。電子提出については町田市ホームページ(本手引きの表紙を参照)をご覧ください。

宛先: 〒194-0021 町田市中町2-13-3
町田市保健所 保健予防課 保健栄養係

2 報告の義務

特定給食施設の管理者は年に2回、保健所を通じて栄養管理報告書を市長※に提出しなければなりません。
(※市長:町田市保健所長委任規則により、保健所長に委任。)

【栄養管理報告書一覧】

様式	対象施設
栄養管理報告書(病院・介護施設等)	病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、通所介護施設、その他の高齢者施設)その他(有料老人ホーム等)
栄養管理報告書(保育所・幼稚園等)	幼稚園、保育所(認可)、認定こども園、その他(認証保育所等)
栄養管理報告書(給食施設)	上記以外の施設

<提出期間> 5月及び11月に実施した1か月分の給食について、翌月15日までに報告してください。

5月分 → 6月1日から6月15日まで 11月分 → 12月1日から12月15日まで

<提出部数>

- ・特定給食施設 2部
- ・その他の給食施設 1部

※別途、施設で1部を控えとして保管をお願いします。

※様式は町田市保健所中町庁舎で配布しているほか、東京都または町田市ホームページからダウンロードできます。

<提出先>

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係(町田市保健所中町庁舎2階 4番窓口)

※提出方法は窓口へ持参、郵送、電子提出があります。電子提出については町田市ホームページ(本手引きの表紙を参照)をご覧ください

宛先: 〒194-0021 町田市中町2-13-3
町田市保健所 保健予防課 保健栄養係

3 栄養管理基準を遵守しなければならない義務

健康増進法では、特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うことと規定されており、栄養管理の留意事項が示されています。

さらに、厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」に実施すべき事項が明記されています。 ※内容は参考資料をご参照ください。

なお、給食業務を委託している場合でも、栄養管理の責任は施設側になりますので、業務内容を定期的に確認してください。

4 管理栄養士、栄養士の配置について

給食施設の設置者は、利用者の健康づくりに役立つ適切な給食管理、栄養指導を行う専門職である管理栄養士・栄養士を下記により適切に配置しなければなりません。

(1) 管理栄養士を配置しなければならない施設(配置義務)

特別な栄養管理が必要な施設として、市長が指定する次の施設の設置者は、当該施設に管理栄養士を配置し、管理栄養士による栄養管理を行わなくてはなりません。

(健康増進法第21条第1項、健康増進法施行規則第7条、町田市健康増進法施行細則第5条)

管理栄養士を置かなければならない施設	
1	医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
2	前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの

(2)管理栄養士・栄養士を配置するよう努めなければならない施設(努力義務)

上記(1)以外の特定給食施設の設置者は、当該施設に管理栄養士または栄養士を配置するよう努めなければなりません。(健康増進法第21条第2項)

このうち、継続的に1回300食又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該施設に配置する栄養士のうち、少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければなりません。(健康増進法施行規則第8条)

※健康増進法以外の法律で、栄養士・管理栄養士の配置が定められている場合がありますので、各施設の関連法規に基づき、適切に配置し、栄養管理を行ってください。

IV 保健所の栄養指導員が給食施設へ行う指導及び助言

保健所の栄養指導員は、「特定給食施設」及び「その他の給食施設」に必要な指導及び助言を行っています(健康増進法第18条第1項第2号及び第22条)。

【保健所の栄養指導員による特定給食施設への指導及び助言】

個別指導	<ul style="list-style-type: none">○ 巡回指導 栄養管理の方法や利用者への栄養指導等について、施設を個別に巡回して実地に指導・助言を行っています。○ 電話相談・来所指導等 電話での相談、来所による指導・助言等を行っています。
集団指導	<ul style="list-style-type: none">○ 栄養管理講習会の開催 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に、栄養管理や栄養指導に関する情報の提供等を行っています。○ 施設種類別連絡会の開催 施設種類別に連絡会を開き、保健所からの情報提供、施設間の情報交換等を行っています。

V 参考資料

1 関係法令等

(1)健康増進法(抜粋)

第五章 特定給食施設

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(2)健康増進法施行規則(抜粋)

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)その他関係法令の定めるところによること。

(3)町田市健康増進法施行細則(抜粋)

第7条 特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、その内容を、実施した月の翌月15日までに別に定めるところにより市長に報告しなければならない。

(4)厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(抜粋)

令和2年3月31日付け健健発第0331第2号別添2

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

(1)利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。

(2)(1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整等を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

(3)(2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。

(4)(3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

(5)なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

(1)給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

(2)複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合にはモデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

(1)利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2)給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

(1)献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。

(2)委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備えについて

災害発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

2 給食施設の施設種類による分類

施設種類	該当施設	条件
学校 (公立・私立)	公立学校・私立学校・公立幼稚園・私立幼稚園・各種学校・幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育園・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く。)
社会福祉施設	救護施設・障害者支援施設・婦人保護施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設
その他	上記に含まれない施設。警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域型保育事業・有料老人ホーム等	上記のどれにも含まれない施設

お知らせ

☆「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」をご活用ください！

町田市では、2013年12月に「町田市食育推進計画」2019年3月に「第2次町田市食育推進計画」を策定、改定しました。2024年3月には「健康づくり」「食育」「自殺対策」の3つの分野を一体化した「まちだ健康づくり推進プラン24-31」として策定しました。皆さまの施設における食育推進や健康づくりに、ご活用ください！

指標や主な取組などの詳細はこちら

まちだ健康づくり推進プラン24-31

◆まちだ健康づくり推進プラン24-31

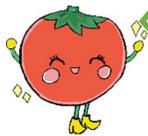
○基本理念“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”

基本目標1

誰もが健やかな暮らしができるまちをつくる

基本目標2

どんなときも安全・安心な生活ができるまちを作る



食を通じて地域とつながるための支援を充実させ、また、食環境を整えることで一人ひとりが望ましい栄養・食生活を実践できることを目指します！

目標3 食で健康を支えるまち

3つの施策

1

望ましい栄養・食生活の推進

・健康相談・健康教育 など

2

食を通じて地域とつながるための支援

・地産地消・給食を活用した食育 など

3

食に関する環境の整備

・食物アレルギーへの配慮
・食品ロス削減・減塩等の啓発 など

○町田市の現状と課題

朝食を毎日食べる人の割合は78%で5年前よりも減少傾向にあります。若い年代に食生活への関心を持ってもらう取り組みに工夫が必要です。

共食（誰かと一緒に食事をする）をする人の割合は65.3%となっています。一人で食べる人は「共食」をする人に比べて朝食を食べないことや、野菜や果物の摂取が少ないことがわかっています。

食育に関心のある人の割合は77%です。食育の関心度が低い方は食事バランスの乱れや肥満度が高い傾向がみられます。

☆SNS「まちだ食のわ(町田市公式)」をフォローしてください！

SNS「まちだの食のわ(町田市公式)」で情報発信しています。季節のまち☆ベジやイベントの紹介などもしています。ぜひご活用ください。



SNSで食育情報をお知らせ！

「まちだの食のわ(町田市公式)」

町田市の食育の普及啓発に係る情報や、イベント情報などを発信します！

X(旧:Twitter)

@machidashokuiku



Instagram

@machida_shokuiku_official

